

## 会員間の交流の活性化に関する基本方針

公益財団法人日米医学医療交流財団（以下「本財団」という。）は国内外の会員を広くつのり、そのネットワークにより、情報や意見の交換を通じて、患者や医療従事者の支援のために必要とされる国際的な医療情報の円滑な利用を促進し、もって世界の医療と福祉に貢献するため、本財団における会員間の交流の活性化のための基本方針を以下のとおり定める。

### 1. 会員間の名簿の開示

会員間では、原則として会員名簿を開示するものとする。ただし、会員の申出により一部または全部を非開示とすることができる。

### 2. 会員のセミナー等への参加と企画参画

会員は、本財団が主催するセミナー・研修会（以下「セミナー等」という。）に、主催者の定めに従い、参加することができる。WEB会議については、原則として無料とする。また、会員はセミナー等の企画を立案し、理事会の承認を得て当該セミナー等の開催に参画することができる。

### 3. 本財団外部への意見表明

会員間の交流を通じて医学医療に関する意見、ガイドライン等（以下「意見等」という。）をまとめたときは、本財団、委員会または会員としての責任を明示したで、理事会の承認を得て、本財団の外部に向けて意見等を表明することができる。

### 4. 医療従事者の求職求人情報の交換

会員は、会員専用ウェブサイト等を介して、医療関連職の求職及び応募に関する情報交換を行うことができる。

### 5. 患者支援のための協力と紹介

会員は、患者を国内外で支援できるように、新規医療技術を含めて診断と治療に関する情報交換を行い、また患者、医療機関及び医師を紹介し、相互に協力をすることができる。

### 6. 会員専用ウェブサイトの充実

上記の会員間の情報交換や医学医療に関する意見の表明を進めるため、本財団のウェブサイト内の会員専用ウェブサイトの運用を充実させ、適時適切な改善を図る。

7. 法人会員の参加会員登録

法人会員は、上記の交流に参加する個人を5名まで登録できる。

8. 改廃と委任

本基本方針の改廃は、理事会の権限とする。但し、本基本方針の実施において事務的・具体的事項が必要となった場合には、原則として理事長が決めることができる。

附則 この基本方針は、2022年6月16日から施行する。